

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照条文
 エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量）</p> <p>第二条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。</p> <p>2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。</p> <p>（第一種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量）</p> <p>第二条の二 法第七条の四第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で</p>	<p>（第一種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量）</p> <p>第二条 法第七条第一項の政令で定めるところにより算定したエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。</p> <p>2 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で三千キロリットルとする。</p> <p>（新設）</p>

三千キロリットルとする。

(エネルギー管理者の選任基準)

第三条 法第八条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

(略)	(略)
(略)	(略)

二 前号に規定する第一種エネルギー管理指定工場等以外の第一種エネルギー管理指定工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

(略)	(略)
(略)	(略)

(エネルギー管理者の選任基準)

第三条 法第八条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 コークス製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属する第一種エネルギー管理指定工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

(略)	(略)
(略)	(略)

二 前号に規定する第一種エネルギー管理指定工場以外の第一種エネルギー管理指定工場等については、次の表の上欄に掲げる前年度における原油換算エネルギー使用量の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数のエネルギー管理者をエネルギー管理士免状の交付を受けている者のうちから選任すること。

(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	(略)
(略)	(略)

(第一種指定事業者の要件)

第四条 (略)

2 法第八条第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場等とする。

(特定事業者等に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第五条 法第十六条第五項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の審議会等で政令で定めるものは、総合資源エネルギー調査会とする。

(略)	(略)
(略)	(略)

(第一種指定事業者の要件)

第四条 (略)

2 法第八条第一項第一号の政令で定めるものは、事務所の用途に供する工場等とする。

(第一種特定事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会)

第五条 法第十六条第五項の審議会等で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会
財務大臣	たばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会

2 前条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもののみを設置している特定事業者に対し主務大臣が法第十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

国土交通大臣	交通政策審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
財務大臣	特定事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
経済産業大臣	総合資源エネルギー調査会

2 法第八条第一項に規定する第一種指定事業者に対し主務大臣（経済産業大臣を除く。）が法第十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会とする。

農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

3 | 前条第一項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの以外のもの及び同項各号に定める業種に属する事業の用に供する工場等であつて、専ら事務所その他これに類する用途に供するもの又は同項各号に定める業種以外の業種に属する事業の用に供する工場等を設置している特定事業者に対し主務大臣が法第十六条第五項の規定により命令をする場合における同項の審議会等で政令で定めるものは、前二項の規定にかかわらず、総合資源エネルギー調査会及び次の表の上欄に掲げる大臣ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

財務大臣	特定事業者が設置している工場等がたばこ製造業又は塩製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては財政制度等審議会、酒類製造業に属する事業の用に供する工場等に係る場合にあつては国税審議会
厚生労働大臣	薬事・食品衛生審議会
農林水産大臣	食料・農業・農村政策審議会
国土交通大臣	交通政策審議会

(新設)

(第二種エネルギー管理指定工場等の指定に係るエネルギーの使用量)

第六条 法第十七条第一項(法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

(特定建築物の規模)

第十五条 法第七十二条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計が三百平方メートルであることとする。

(第一種特定建築物の規模等)

第十七条 法第七十五条第一項第一号の特定建築物のうち建築物に係るエネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

2| 法第七十五条第一項第一号の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであること又は当該床面積の合計が当該改築に係る第一種特定建築物の床面積の合計の二分の一であることとする。

3| (略)

(第一種特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模)

(第二種エネルギー管理指定工場の指定に係るエネルギーの使用量)

第六条 法第十七条第一項のエネルギーの年度の使用量についての政令で定める数値は、原油換算エネルギー使用量の数値で千五百キロリットルとする。

(特定建築物の規模)

第十五条 法第七十二条第一項の政令で定める規模は、床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

(特定建築物の改築等の規模)

第十七条 (新設)

1| 法第七十五条第一項第一号の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が二千平方メートルであることとする。

2| (略)

(特定建築物の直接外気に接する屋根等について行う修繕等の規模)

第十八条 法第七十五条第一項第二号の政令で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が二千平方メートルであること又は当該面積の合計が二千平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であつて次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

- 一 第一種特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替
当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の二分の一
- 二 第一種特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替
当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該第一種特定建築物の敷地境界線（建築基準法第四十二条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が一・五メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の二分の一
- 三 第一種特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替
当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の二分の一

（空気調和設備等の改修）

第十九条 法第七十五条第一項第三号の政令で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

- 一 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修
イ・ロ（略）

第十八条 法第七十五条第一項第二号の政令で定める規模は、修繕若しくは模様替に係る部分の面積の合計が二千平方メートルであること又は当該面積の合計が二千平方メートルに満たない修繕若しくは模様替であつて次の各号に掲げるものについて当該各号に定める規模であることとする。

- 一 特定建築物の直接外気に接する屋根（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替
当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該屋根の面積の合計の二分の一
- 二 特定建築物の直接外気に接する壁（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替
当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該壁（当該特定建築物の敷地境界線（建築基準法第四十二条に規定する道路に接する部分を除く。）からの水平距離が一・五メートル以下の部分を除く。）の面積の合計の二分の一
- 三 特定建築物の直接外気に接する床（これに設ける窓その他の開口部を含む。）について行う修繕又は模様替
当該修繕又は模様替に係る部分の面積の合計が当該床の面積の合計の二分の一

（空気調和設備等の改修）

第十九条 法第七十五条第一項第三号の政令で定める改修は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める改修とする。

- 一 空気調和設備 次のいずれかに該当する改修
イ・ロ（略）

八 空気調和設備の空気調和機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1)・(2) (略)

(3) 当該第一種特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え

二 (略)

三 照明設備 照明設備の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該第一種特定建築物の床面積の合計の二分の一以上のもの

ハ 当該第一種特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え

四・五 (略)

第二十条 (略)

(第二種特定建築物の改築等の規模)

第二十条の二 法第七十五条の二第一項の政令で定める改築の規模は、当該改築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が当該改築に係る第二種特定建築物の床面積の合計の二分の一であることとする。

2 法第七十五条の二第一項の政令で定める増築の規模は、当該増築に係る部分の床面積の合計が三百平方メートルで、かつ、当該床面積の合計が増築前の建築物の床面積の合計であることとする。

八 空気調和設備の空気調和機の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

(1)・(2) (略)

(3) 当該特定建築物の一の階に設けられているすべての空気調和機の取替え

二 (略)

三 照明設備 照明設備の取替えであつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 当該取替えに係る部分の床面積の合計が当該特定建築物の床面積の合計の二分の一以上のもの

ハ 当該特定建築物の一の階の居室に設けられているすべての照明設備の取替え

四・五 (略)

第二十条 (略)

(新設)

第二十条の三 (略)

第二十条の四 (略)

(報告及び立入検査)

第二十四条 経済産業大臣は、法第八十七条第一項の規定により、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 (略)

四 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行う者の当該約款の内容

2 経済産業大臣は、法第八十七条第一項の規定により、その職員に、工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により、特定事業者又は特定連鎖事業者に対し、その設置している工場等につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 エネルギー管理統括者又はエネルギー管理企画推進者の選

第二十条の一 (略)

第二十条の三 (略)

(報告及び立入検査)

第二十四条 経済産業大臣は、法第八十七条第一項の規定により、工場においてエネルギーを使用して事業を行う者に対し、その設置している工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

一 三 (略)

(新設)

2 経済産業大臣は、法第八十七条第一項の規定により、その職員に、工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十五条 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場につき、次の事項に関し報告させることができる。

(新設)

任の状況

二(四) (略)

2 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により、その職員に、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十六条 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、特定事業者又は特定連鎖化事業者に対し、その設置している工場等(特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この条において同じ。)につき、次の事項に關し報告させることができる。

一(三) (略)

2 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、その職員に、特定事業者又は特定連鎖化事業者が設置している工場等に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に關する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十一条 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、第一種特定建築主等、第二種特定建築主又は法第七十五条第五項若しくは第七十五条の二第三項の規定による報告をすべき者に対し、その法第七十五条第一項各号に掲げる行為をしようと

一(三) (略)

2 経済産業大臣は、法第八十七条第二項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びその関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第二十六条 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、第一種特定事業者又は第二種特定事業者に対し、その設置している第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場につき、次の事項に關し報告させることができる。

一(三) (略)

2 主務大臣は、法第八十七条第三項の規定により、その職員に、第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場に立ち入り、エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に關する設備並びにこれらの関連施設、使用する燃料並びに帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

第三十一条 所管行政庁は、法第八十七条第十項の規定により、特定建築主等又は法第七十五条第五項の規定による報告をすべき者に対し、その同条第一項各号に掲げる行為をしようとする特定建築物又は同条第五項の報告に係る特定建築物につき、当

する第一種特定建築物、同条第五項の報告に係る第一種特定建築物、法第七十五条の第二項に規定する行為をしようとする第二種特定建築物又は同条第三項の報告に係る第二種特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項のうち次に掲げるもの（同項の報告に係る第二種特定建築物にあつては、第二号に掲げるものに限る。）に関し報告させることができる。

一・二（略）

2（略）

（権限の委任）

第三十四条 法第七条第一項及び第三項から第五項まで、第七条の第二第三項（法第七条の第三第四項及び第十九条の第二第一項において準用する場合を含む。）、第七条の四第一項から第三項まで（これらの規定を法第十九条の第二第一項において準用する場合を含む。）、第八条第二項（法第十九条の第二第一項において準用する場合を含む。）、第十三条第三項（法第十八条第一項及び第十九条の第二第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十七条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の第二第一項において準用する場合を含む。）、第十九条第一項から第四項まで、第六十一条第一項から第四項まで並びに第八十七条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は工場等の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

該特定建築物の設計及び施工又は維持保全に係る事項のうち次に掲げるものに関し報告させることができる。

一・二（略）

2（略）

（権限の委任）

第三十四条 法第七条第一項から第四項まで、第八条第二項、第十三条第三項（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項から第五項まで、第六十一条第一項から第四項まで並びに第八十七条第一項、第二項及び第八項の規定に基づく経済産業大臣の権限は、工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。

2・3 (略)

4 法第六条、第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（法第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務大臣の権限	工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）若しくは国税局長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加

2・3 (略)

4 法第六条、第十四条第一項、第十五条（法第十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで、第十九条、第二十条第三項、第六十条、第六十二条、第六十三条、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく主務大臣の権限は、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任されるものとする。ただし、主務大臣が法第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

主務大臣の権限	地方支分部局の長
財務大臣の権限	工場の所在地又は荷主の主たる事務所 の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）又は国税局長

	厚生労働大臣の権限	農林水産大臣の権限	経済産業大臣の権限
<p>盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下この表において同じ。）の所在地を管轄する財務局長若しくは国税局長</p>	<p>工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方厚生局長</p>	<p>工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方農政局長</p>	<p>工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産</p>

	厚生労働大臣の権限	農林水産大臣の権限	経済産業大臣の権限
	<p>工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（当該所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）</p>	<p>工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長</p>	<p>工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長</p>

<p>環境大臣の権限</p>	<p>国土交通大臣の権限</p>	
<p>工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は特定事業者若しくは特定連鎖事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方環境事務所長</p>	<p>工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）若しくは地方航空局長又は特定事業者若しくは特定連鎖事業者が設置している工場等の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長若しくは地方航空局長</p>	<p>業局長</p>

<p>環境大臣の権限</p>	<p>国土交通大臣の権限</p>	
<p>工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方環境事務所長</p>	<p>工場の所在地又は荷主の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長</p>	

5 |

法第六条、第十四条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十五条第一項（法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第十六条第一項から第四項まで（これらの規定を法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十条、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項及び第二項並びに第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく金融庁長官の権限は、工場等を設置している者若しくは荷主の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この項において同じ。）又は特定事業者若しくは特定連鎖化事業者が設置している工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）の所在地を管轄する財務局長に委任されるものとする。ただし、金融庁長官が法第八十七条第三項及び第九項の規定に基づく権限を自ら行うことを妨げない。

（新設）

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百十三号）（第二条関係）

改正案

現行

<p>第二十一条の四第一項</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の</p>	<p>（法の規定の適用に係る技術的読替え） 第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>改正案</p>
<p>第二十一条の四第一項</p>	<p>当該報告に係る事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務</p>	<p>（法の規定の適用に係る技術的読替え） 第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>現行</p>

	第二十一条の四第二項第一号及び第三号	
	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（当該事項）
排出量に係る事項及び主務省令で	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

	第二十一条の四第二項第一号及び第三号	
	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（当該事項）
省令で定める事項）	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の第二項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項

2
4

(略)

第二十一 条の第五 二項、第 二十一 条の第四 項	事業所管 大臣が所 管する事 業	エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告
--	---------------------------	--

2
4

(略)

第二十一 条の第五 二項、第 二十一 条の第四 項	事業所管 大臣が所 管する事 業	エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告
--	---------------------------	--

改正案

現行

(所掌事務)			(所掌事務)		
<p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）</u>及び第六十四条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>三・四 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>第一条 財政制度等審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第七条第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）<u>第十六条第五項及び第六十四条第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>(分科会)</p> <p>第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>		
名称	(略)	所掌事務	名称	(略)	所掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 7 (略)	(略)	たばこ事業等分科会	(略)
	(略)	<p>一・二 (略)</p> <p>三 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>四・五 (略)</p>	(略)

2 7 (略)	(略)	たばこ事業等分科会	(略)
	(略)	<p>一・二 (略)</p> <p>三 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>四・五 (略)</p>	(略)

改正案

現行

（所掌事務）

（所掌事務）

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第一条 国税審議会（以下「審議会」という。）は、財務省設置法第二十一条第二項に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

（分科会）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
(略)	(略)

名称	所掌事務
(略)	(略)

酒類分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
-------	--

2
7 (略)

(議事)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項(同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及

酒類分科会	<p>一 (略)</p> <p>二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>
-------	---

2
7 (略)

(議事)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 委員及び臨時委員は、国税通則法の規定により審議会の権限に属させられた事項並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定並びにエネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定に

び再商品化の促進等に関する法律第七条の七第三項の規定により審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5
(略)

より審議会の権限に属させられた命令に関する事項のうち、自己の利害に係る事項についての審議に参加することができない。

5
(略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第一条 食料・農業・農村政策審議会（以下「審議会」という。）は、食料・農業・農村基本法第四十条に規定するもののほか、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十六条第五項及び第六十四条第三項、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二十五条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第七条の七第三項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。</p>

改正案

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	技術分科会 一 （略） 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第七十九条第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	名称	所掌事務
-----	-----	-----	-----	-----	-----	---	----	------

現行

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	技術分科会 一 （略） 二 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十六条第五項、第七十九条第三項及び第八十一条第三項の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること。	名称	所掌事務
-----	-----	-----	-----	-----	-----	--	----	------

2 ~ 6 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

2 ~ 6 (略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)